

郵便局の設置基準に関する省令案について

I パブリック・コメントの結果について…………… 1

II 省令の取扱いについて

平成 1 8 年 7 月 5 日
総 務 省

I パブリック・コメントの結果について

○平成18年5月19日～6月19日の間、郵便局の設置基準に関する省令案（郵便局株式会社法施行規則案〔郵便局株式会社法第5条（郵便局の設置）関係〕）について、意見募集を行った結果、個人2者より御意見を頂いた。

○本件に関してお寄せ頂いた御意見の概要及び御意見に対する現時点における考え方は、以下、P2のとおりである。

○なお、お寄せ頂いた御意見とそれに対する考え方については、後日、総務省において公表する。

パブリックコメントに寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方（案）

御意見の概要	御意見に対する考え方
田舎では、郵便局がコミュニティの場となっているところもあります。 仮に、一市町村に一郵便局ということになったら、不便な交通手段を使い、時間を使って遠路出向くこととなり、コミュニティの場がなくなってしまうことになりかねません。 田舎においてますます増える高齢者が、安心して歩いて行くことが可能な距離に郵便局を設置し続けるようお願いします。	ご要望の趣旨については、地域住民の方々が容易に利用することができる位置に郵便局を設置することを義務づけることとして、施行規則案の中で設置基準の１つとして「交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用できる位置に設置されていること」を定めております。 なお、「一市町村に一以上の郵便局」という基準につきましては、各市町村内に設置される郵便局数の最低基準を定めるものであり、施行規則案では、その他の基準（「地域住民の需要に適切に対応」、「地域住民が容易に利用することができる位置に設置」）も満たすことを義務付けるとともに、特に過疎地については、法の施行の際、すなわち、郵便局会社が業務開始する時点での郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることを規定しております。 これらによって、必要な郵便局ネットワークを維持していきたいと考えております。
今般の施行規則案は、過疎地に郵便局の設置を義務付けるという過疎地への配慮を目的としたものと思われますが、その義務付けられた局の機能については直接制限がされておらず、言い換えればポストひとつ設置し無人郵便局と命名することなどの抜け道が用意されている事になります。 都市部と過疎地では郵便局に求められる機能が異なることは広く言われており、それらに対して法律等によってどこまでを郵便局として担保すべきかを慎重に判断し、機能面を含めた最低限の保証をするか、設置義務だけの担保に留めるのであるならば、現行法令で郵便事業に対するあらゆる特権を放棄するよう、法令・制度改正を行うように求めます。	民営化後の郵便局については、郵便局株式会社の営業所であって、郵便窓口業務を行うもの（郵便局株式会社法第２条第２項）と定義されています。 また、「郵便窓口業務」とは、郵便物の引受、交付、郵便切手類の販売などの業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律第２条）と定義されており、頂いたご意見にある「ポストひとつ設置し無人郵便局と命名する」ような施設は、この施行規則案における郵便局には該当いたしません。